

改正後

第十三条 法第四章の規定の適用がある場合における次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

	租税特別措置法施行令					省略	第一欄
省略	第二十六條の二十八の三の二第五項第三号及び第四号	調整所得税額を控除した金額	省略	第二十五條の十七第四十項	省略	省略	第二欄
省略		調整所得税額を控除した金額	省略	の額	省略	省略	第三欄
省略	調整所得税額を控除した残額に百分の二・一を乗じて計算した金額と当該残額との合計額	調整所得税額を控除した残額に百分の二・一を乗じて計算した金額と当該残額との合計額を控除した金額	省略	の額及び復興特別所得の額	省略	省略	第四欄

改正前

第十三条 復興特別所得税に係る次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

			同上	同上	第一欄
同上	第二十六條の二十八の三の二第四項第三号及び第四号	同上	第二十五條の十七第三十九項	同上	第二欄
同上	調整所得税額を控除した金額	同上	同上	同上	第三欄
同上	調整所得税額を控除した残額に百分の二・一を乗じて計算した金額と当該残額との合計額	同上	同上	同上	第四欄

2
5
省略

省略

省略

省略

省略

附則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第十三条第一項の表租税特別措置法施行令の項の改正規定（「第二十五条の十七第三十九項」を「第二十五条の十七第四十項」に改める部分に限る。）は、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日から施行する。

2
5
同上

同上

同上

同上

同上